

総 税 企 第 4 0 号
平成 2 2 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長
殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長
(公 印 省 略)

「地方団体の徴収金の端数計算について」の一部改正について

「地方団体の徴収金の端数計算について」（昭和 3 8 年 9 月 1 9 日 自 治 丙 府 発 第 4 9 号）の一部を別紙のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

※ 改正後の 4（1）、（2）、5（1）の規定は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用する。

地方団体の徴収金の端数計算について 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1～3 略</p> <p>4 過誤納金、還付金又は還付加算金の端数計算</p> <p>(1) 過誤納に係る地方団体の徴収金又は地方税法の規定による還付金（中間納付額に係る還付金等をいう。）を還付し、又は未納の税額等に充当する場合の当該還付し、又は充当する金額の端数計算については、その確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が一円未満であるときは、その全額を一円として取り扱う。</p> <p>(注)1 上記により端数処理を行うものとしては、不動産取得税又は軽油引取税に係る還付金（納付された全額を還付する場合を除く。）、中間納付額_____に係る還付金のうち延滞金に係るもの、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る還付金がある。</p> <p>2 過誤納金の額は、過納に係るものにあつては減額された額（すでに確定している税額と本来納付すべき税額との差額）、誤納に係るものにあつては納付額に基づいて計算され、一元未満の端数金額を生ずることがないので、上記の取扱いは事実上適用されない。中間納付額_____に係る還付金のうち本税額に係るもの、利子割、仮徴収の固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税に係る還付金についても同様である。</p> <p>(2) (1)の還付金を還付し、又は充当する場合において加算する還付加算金（法第十七条の四の規定に基づくもののほか、令第九条の五（令第四十八条の十二に</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 過誤納金、還付金又は還付加算金の端数計算</p> <p>(1) 過誤納に係る地方団体の徴収金又は地方税法の規定による還付金（中間納付額に係る還付金等をいう。）を還付し、又は未納の税額等に充当する場合の当該還付し、又は充当する金額の端数計算については、その確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が一円未満であるときは、その全額を一円として取り扱う。</p> <p>(注)1 上記により端数処理を行うものとしては、不動産取得税又は軽油引取税に係る還付金（納付された全額を還付する場合を除く。）、中間納付額又は清算中の予納額に係る還付金のうち延滞金に係るもの、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る還付金がある。</p> <p>2 過誤納金の額は、過納に係るものにあつては減額された額（すでに確定している税額と本来納付すべき税額との差額）、誤納に係るものにあつては納付額に基づいて計算され、一元未満の端数金額を生ずることがないので、上記の取扱いは事実上適用されない。中間納付額又は清算中の予納額に係る還付金のうち本税額に係るもの、利子割、仮徴収の固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税に係る還付金についても同様である。</p> <p>(2) (1)の還付金を還付し、又は充当する場合において加算する還付加算金（法第十七条の四の規定に基づくもののほか、令第九条の五（令第四十八条の十二に</p>

において準用)、令第二十八条(令第二十九条第二項において準用)及び令第四十八条の九の五の規定に基づくものを含む。)については、その計算の基礎となる過誤納金又は地方税法の規定による還付金の額(当該過誤納金又は還付金が分割納付又は納入にかかるものであるときはその分割納付又は納入をされた金額ごとに求めた額とする。)に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、また、それらの額の全額が、二千円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものである(七項)。なお、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金のうち、その計算期間が異なる所得割額等がある場合においては、その計算期間が異なる所得割額等(当該期間が同一である二以上の所得割額等があるときは、これらの所得割額等を合算したもの)ごとに千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱う。また、還付加算金の割合が特例基準割合である場合において、計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(法附則第三条の二第四項)。

(3) 略

5 確定金額の意義

法第二十条の四の二第三項から第六項まで(第七項において第五項を準用する場合を含む。)にいう「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額をいい、調査決定(調定)又は支出決定の際に判定するものとするが、なおこれが取扱いについては、次のことに留意する。

(1) 税額の確定金額

法第二十条の四の二第三項にいう地方税の確定金額とは、次のアからウまでの地方税の区分ごとに、それぞれに掲げる税額のいずれをもいうものである。

ア 法人の住民税及び法人の事業税

a 確定申告により確定する税額(中間納付額_____を含んだ

において準用)、令第二十八条(令第三十条第二項において準用)及び令第四十八条の九の五の規定に基づくものを含む。)については、その計算の基礎となる過誤納金又は地方税法の規定による還付金の額(当該過誤納金又は還付金が分割納付又は納入にかかるものであるときはその分割納付又は納入をされた金額ごとに求めた額とする。)に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、また、それらの額の全額が、二千円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものである(七項)。なお、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金のうち、その計算期間が異なる所得割額等がある場合においては、その計算期間が異なる所得割額等(当該期間が同一である二以上の所得割額等があるときは、これらの所得割額等を合算したもの)ごとに千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱う。また、還付加算金の割合が特例基準割合である場合において、計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(法附則第三条の二第四項)。

(3) 略

5 確定金額の意義

法第二十条の四の二第三項から第六項まで(第七項において第五項を準用する場合を含む。)にいう「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額をいい、調査決定(調定)又は支出決定の際に判定するものとするが、なおこれが取扱いについては、次のことに留意する。

(1) 税額の確定金額

法第二十条の四の二第三項にいう地方税の確定金額とは、次のアからウまでの地方税の区分ごとに、それぞれに掲げる税額のいずれをもいうものである。

ア 法人の住民税及び法人の事業税

a 確定申告により確定する税額(中間納付額又は清算中の予納額を含んだ

額とする。)

b 中間納付額_____ (中間申告、予定申告 _____
_____により確定する税額をいう。)

c aの税額(端数計算をした額とする。)から中間納付額 _____
_____を控除した税額

d～f 略

イ～エ 略

(2)～(5) 略

6～12 略

額とする。)

b 中間納付額又は清算中の予納額 (中間申告、予定申告、清算中の各事業
年度の申告により確定する税額をいう。)

c aの税額(端数計算をした額とする。)から中間納付額又は清算中の予
納額を控除した税額

d～f 略

イ～エ 略

(2)～(5) 略

6～12 略